

碧南市マンション管理適正化法に係る管理計画の認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。以下「認定申請」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「計画作成都道府県知事等」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）第1条の2に規定する計画作成都道府県知事等であって、管理計画の認定を行う市長をいう。

(認定申請)

第3条 省令第1条の2第1項の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人マンション管理センターが発行する認定申請に係る事前確認適合証
- (2) 認定申請に係る管理組合が防災に関する取組を実施していることの表明保証書

2 省令第1条の2第2項の計画作成都道府県知事等が不要と認める書類は、同条第1項第1号から第9号までに掲げる書類とする。

(申請の取下げ)

第4条 認定申請をした者又は法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請をした者が当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届を計画作成都道府県知事等に提出しなければならない。

附 則

この訓は、令和5年4月1日から施行する。